

別表（第3、第4関係）

補助対象事業者	交通事業者 (要綱第2(1)～(4)に該当する者)	団体 (要綱第2(5)～(6)に該当する者)
補助対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 採用育成活動推進事業 2. 労働環境改善対策事業 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 採用育成活動推進事業 2. 労働環境改善対策事業
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 採用育成活動推進事業 補助対象事業者が実施する県内の公共交通の運行や設備の保守等に従事する者の採用及び育成に係る経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 求人誌や求人サイトへの掲載等に係る経費 (2) 自社又は外部団体が主催する採用説明会等の開催又は参加に係る経費 (3) 外部団体が実施する研修への参加及び社内で実施する研修に係る経費 (4) 人材採用に係る助言等を依頼する外部専門家の招へいに係る経費 (5) 大型自動車第二種運転免許、中型自動車第二種運転免許及び普通自動車第二種運転免許の取得支援に係る経費（県内に営業所を置くバス事業者又はタクシー事業者に限る。） (6) その他知事が特に必要と認める経費 2 労働環境改善対策事業 補助対象事業者が実施する県内の公共交通の運行や設備の保守等に従事する者の労働環境改善対策に係る経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 働きやすい職場環境づくりに係る経費 (2) 省人化のための交通DXの導入に係る経費 (3) その他知事が特に必要と認める経費 	<ol style="list-style-type: none"> 1 採用育成活動推進事業 補助対象事業者が実施する県内の公共交通の運行や設備の保守等に従事する者の採用及び育成に係る経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 求人誌や求人サイトへの掲載等に係る経費 (2) 団体が主催する採用説明会等の開催に係る経費 (3) 団体が実施する研修の実施に係る経費 (4) 人材採用に係る助言等を依頼する外部専門家の招へいに係る経費 (5) その他知事が特に必要と認める経費 2 労働環境改善対策事業 補助対象事業者が実施する県内の公共交通の運行や設備の保守等に従事する者の労働環境改善対策に係る経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 省人化のための交通DXの導入に係る経費 (2) その他知事が特に必要と認める経費
補助率及び補助金の額	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を除いた額、補助対象経費の実支出額の2分の1に相当する額、又は750,000円のいずれか低い額以内の額とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を除いた額、補助対象経費の実支出額の2分の1に相当する額、又は1,500,000円のいずれか低い額以内の額とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(注) 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めない。